

市民相談のご案内

市民相談は、市民の皆さんの日常生活で生じたトラブルなどについて、解決に向けた対応や手段を弁護士や各分野の専門の相談員がアドバイスするものです。

この相談では、相手方との交渉、仲裁、手続きの代行、書類のチェックなどは、一切できませんのでご了承ください。

相談は、無料です。また、相談内容については、秘密を厳守します。

次のことにご留意ください

- ① 尼崎市民（個人）に限ります。
- ② 相談は、原則当事者ご本人が受けてください。
- ③ 調停中、裁判中、すでに弁護士や司法書士等に依頼済みの場合は、相談はお受けできません。
- ④ あらかじめ相談内容をまとめたメモや関係書類を持参するなど、相談時間を有効にお使いください。
- ⑤ 同じ案件でのご利用は、1回限りとさせていただきます。
- ⑥ 相談中、録音機のご使用は、お断りします。
- ⑦ 土・日、祝日、年末年始（概ね12月29日～1月3日）はお休みです。
- ⑧ 弁護士・司法書士等の紹介は行っておりませんので、ご了承ください。

感染症対策にご協力をお願いします

熱がある等、体調の悪い方は、相談をご遠慮ください。

密を避けるため、相談室への入室は2名様までとさせていただきます。

相談室では、換気対策を実施しております。

問い合わせ：尼崎市 窓口サービス推進担当（課） 市民相談担当

尼崎市役所 本庁 中館1階

電話 06-6489-6400



予約優先の相談

相談は、午後1時30分～

※予約により定員に達した場合は、その日の受付を終了いたします。
また、最終枠の開始時刻で受付を締め切ります。

相談項目	日 程	時間	枠数	相談内容	相談員
予約は 相談当日午前9時～電話(06-6489-6400)で先着順に受付					
生活法律	※なお、お仕事等で休暇取得が必要な方のために木曜日の生活法律相談7枠のうち3枠については、前週の金曜日から事前受付します。				
	毎週(火)(水)(木) 8/13～15を除く	20分	7枠	借地・借家、金銭貸借、相続に関する ことなど	弁護士
税 務	令和6年度の8月は6日と20日、2月は4日と18日、3月は18日と25日に実施				
	原則第2・3(火) *要確認	30分	6枠	所得税、消費税、相続税、贈与税等の国 税に関すること	税理士
労務・年金	第1・3(水)	20分	7枠	就業に係る労働問題(労働災害・労働条 件・社会保険・雇用保険等)、年金に関する こと	社会保険労務士
登 記	第2・4(水)	30分	6枠	所有権移転、相続などによる各種登記の 手続きに関すること	司法書士 土地家屋調査士
家 事	毎週(木)	40分	4枠	離婚、夫婦、親子や男女関係など	家事専門相談員
不動産	第1・3(金)	20分	7枠	土地・建物の賃貸借、売買に関する こと	宅地建物取引士



予約の必要な相談

相談は、午後1時30分～

相談項目	日 程	時間	枠数	相談内容	相談員
予約は 相談当日午前9時～午前10時30分までに 電話(06-6489-6400)で先着順に受付					
人 権	毎週(月)	40分	3枠	人権に関する こと	人権擁護委員
公正証書	第2(金)	20分	7枠	遺言書や各種契約などの公正証書作成 に関する こと	公証人
予約は 相談日の前週木曜日までに 電話(06-6489-6400)で先着順に受付					
犯罪被害者 支 援	原則第3(月) *要確認	60分	3枠	犯罪被害に遭われた方が抱える悩みに 関する こと	犯罪被害相談員

予約の不要な相談

当日、先着順。ただし、受付状況によってはお断りする場合があります。

相談項目	日 程	時間	枠数	相談内容	相談員
相談は、午後1時30分～					
国 政	第2・4(金)	30分	4枠	国の行政に関する こと	行政相談委員